家庭数

大田区立馬込小学校 PTA 会則

保存版(改正)
2020

第１章　総　　則

（ 名称と事務所 ）

第１条　本会は大田区立馬込小学校 PTA といい、事務所を馬込小学校に置く。

（ 目 的 ）

第２条　本会は児童の教育に必要な環境をつくり、その福祉を増進し、あわせて、会員相互の教養を高めることを目的とする。

（ 方 針 ）

第３条　本会は前条の目的を達成するため、下記の方針に従う。

1. 本会は本校の教育方針を理解し、学校教育の推進に協力する。
2. 本会は他の如何なる団体の支配・統制・干渉をうけない。
3. 本会は営利を目的とせず、政党・宗教に関係しない。
4. 本会は本会と目的を同じくする他の団体および機関と協力する。
5. 本会は学校及び教育委員会等の活動について意見を述べることはできるが、それらの運営や人事に干渉しない。

第２章　活　　動

（ 活 動 ）

第４条　本会は第２条の目的を達成するため、下記の活動を行う。

1. 学校教育の理解と協力
2. 会員相互の教養と親睦
3. 児童・会員の保健衛生と体位の向上
4. 児童・会員の福利厚生
5. 児童の校外生活の補導
6. 学校教育環境の整備改善
7. 同一目的の団体及び機関との協力
8. 会報の発行
9. その他、目的達成に必要な事項

第３章　会　　員

（ 会員の資格 ）

第５条　本会は本校に在籍する児童の保護者またはこれにかわる者並びに教職員をもって会員とする。

（ 会費納入の義務 ）

第６条　1. 本会の会員はすべて総会で定められた会費を納めるものとする。
2. 会員中家庭の状況その他、特別の事情ある者は、運営委員会の承認を経て、会費を減免することができる。

第４章　会　　計

（ 会の経費 ）

第７条　1. 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入をもって支弁される。
2. 本会の会費は必要に応じて運営委員会の審議と承認を経て見直すこととする。
3. 会費の変更は総会の承認を得なければならない。

（ 会計の監査 ）

第８条　本会の決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（ 会計年度 ）

第９条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

第５章　役員・会計監事並びに顧問

（ 役 員 ）

第 10 条　1. 本会の役員は下記のとおりとする。

① 会長　　１名
② 副会長　4～6 名（父母 3～5　副校長）
③ 会計　　3 名（父母 2　　教員 1）
④ 書記　　4～5 名（父母 3～4　教員1）

2. 役員は他の委員会の委員を兼ねることはできない。
3. 役員の人数は会長が必要と認める場合、運営委員会の承認を得た上で総会の決議を経て増減することができる。

（ 役員の選任 ）

第 11 条　役員は「PTA 役員（含む会計監事）候補者選考委員会規程」により、会員の中から候補者を選考、総会の信任を経て選任する。
ただし、会長は会員外からも選任することができる。

（ 役員の任期 ）

第 12 条 1. 役員の任期は1年とし、全役員の過半数が支持する場合再任は妨げない。ただし、役員は引続き 3 年を越えて同一役職に留任することはできない。教員の中から選出される役員はこの限りではない。
2. 役員の補欠選任の場合は前任者の残任期間とする。

（ 役員の任務 ）

第 13 条 役員の任務は下記のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会・委員会・役員会・運営委員会等を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は予算に基づいていっさいの会計事務を処理し、総会に報告する。
4. 書記は総会・委員会・役員会・運営委員会の議事ならびに、本会の庶務を行う。

（ 会計監事 ）

第 14 条 1. 本会の経理を監査するため、2 名の会計監事を置く。
2. 会計監事は「PTA 役員（含む会計監事）候補者選考委員会規程」により、会員の中から候補者を選考し、総会の信任を経て選任する。
3. 会計監事は年 2 回会計監査を行い、定期総会に報告する。ただし、必要に応じ随時、監査を行うことができる。
4. 会計監事の任期は 1 年とし、全役員の過半数が支持する場合再任は妨げない。ただし、3 年を越えて留任することはできない。
会計監事は各委員会の委員を兼任しない。

（ 顧 問 ）

第 15 条 1. 本会は顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は、総会の決議を経て会長が委嘱し、会の諮問に応じ、また、会議に出席して発言することができる。
3. 顧問の任期は 1 年とし、全役員の過半数が支持する場合再任は妨げない。ただし、3 年を越えて留任することはできない。

第 6 章　委　員

（ 委員及び委員の任務 ）

第 16 条 1. 本会の委員は下記のとおりとする。
① 父母　　学年若干名
② 教職員　　全員
2. 父母の委員は、学年ごとに選出し、当該学年の担任教員とともに、それぞれの学年委員会を構成し、校外生活委員会を除く他の専門委員会の委員を分担する。
ただし、学年委員会の正副委員長となった場合はこの限りではない。
3. 2 学級以上の委員の兼任または、2 つ以上の専門委員会の委員の兼任はできない。ただし、校外生活委員会の委員は他の専門委員会の委員を兼ねることができる。
4. 教職員はそれぞれ、専門委員会の委員を分担する。
5. 委員の任期は 1 年とし、再選は妨げない。ただし、各委員会の委員長は引続き 3 年を超えて同一委員会の委員長に留任することはできない。

第７章　会　議

（ 種 類 ）

第 17 条　本会の活動遂行のため、下記の会議を行う。

1. 総会
2. 委員総会
3. 役員会
4. 運営委員会
5. 学年委員会
6. 専門委員会
7. 臨時委員会

（ 総 会 ）

第 18 条　1. 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

2. 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年 1 回年度始めに開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の 5 分 1 以上の要求があった時開催する。

（ 総会の任務 ）

第 19 条　1. 総会の任務は下記のとおりとする。

① 役員及び会計監事の信任
② 会費の決定
③ 前年度の活動報告並びに収支決算報告の承認
④ 新年度の予算及び活動計画の審議と承認
⑤ その他必要事項に関する審議と承認

2. 総会における議決は出席した会員の過半数で決する。
3. 年度末に、次年度役員承認のための 3 月総会を開催することができる。
4. 総会は出席会員と委任状を合わせた数が、会員の過半数を越える時成立する。

（ 委員総会 ）

第 20 条　1. 委員総会は本会の全委員をもって構成し、総会につぐ議決機関とする。

2. 委員総会は運営委員会が必要と認めたとき開催し、同委員会が提出した緊急事項について議決する。
3. 委員総会における議決は全会員の 2 分の 1 以上の出席を要し、出席者の過半数で決する。
4. 委員総会における議決は次期総会に承認を求めるものとする。

（ 役員会 ）

第 21 条　1. 役員会は役員及び校長・副校長をもって構成し、本会の運営や運営委員会に提出する議案の企画等、重要会務について審議する。

2. 役員会は運営委員会を開く余裕がないとき、緊急事項を処理する。この場合、次期運営委員会に承認を求めるものとする。

（ 運営委員会 ）

第 22 条　1. 運営委員会は役員・校長・副校長・学年代表委員・各専門委員会の委員長・副委員長・リーダー（以下、正副委員長）・会計監事（臨時委員会のあるときはその正副委員長を含む）をもって構成し、各学期1回以上開催する。

2. 運営委員会は総会の決議を執行し、会全般の運営について連絡と調整・審議と承認を行い、その他必要事項を処理する。
3. 運営委員会における議決は構成員の 2 分の 1 以上の出席を要し、出席者の過半数で決する。

（ 学年委員会 ）

第 23 条　1. 学年委員会は学年ごとに選出された委員・校外生活委員会の委員 1 名・学年付役員ならびに教員をもって構成し、委員長（父母）・副委員長（父母1　教員1）を選出し、主として学年の活動にあたるものとする。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

2. 学年代表委員は各学年から選出され、学年 PTA 活動の推進を図る。
3. 学年委員会の活動が当該学年以外に関連あるときは、運営委員会の承認を得なければならない。
4. 学年委員会の委員は、他の学年委員会の委員を兼ねることはできない。

（ 専門委員会 ）

第 24 条　1. 専門委員会は学年ごとに選出された委員（学年代表委員を除く）及び教員をもって構成し、委員長（父母）・副委員長（父母1　教員1）を選出する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

2. 専門委員会は本会の活動に必要な事項について調査研究立案を行い運営委員会の決定に従って会務を執行する。

3. 専門委員会の種類は下記のとおりとする。ただし、運営委員会が必要と認めたときは、臨時委員会を設けることができる。
   ① 教養委員会
   ② 広報委員会
   ③ 校外生活委員会（青少年対策馬込地区委員会＜以下、青少対＞を含む。）
   ④ 文化委員会
4. 各委員会の分掌は下記のとおりとする。
   ① 教養委員会
      ア 会員相互の教養の向上と研修
      イ 会員相互の親睦とリクレーションのため、バレーボール部とコーラス部を置く。
      ウ 会員の保健ならびに体位向上
      エ その他児童の保健厚生に関すること
   ② 広報委員会
      ア PTA 会報の編集発行
      イ その他広報活動に関すること
   ③ 校外生活委員会
      ア 児童の生活環境改善への協力
      イ 児童の交通安全に関する協力
      ウ その他児童の校外生活補導に関すること
      エ 青少対への参加・協力
   ④ 文化委員会
      ア 会員相互の心身の向上と親睦
      イ 児童及び会員等の文化的な活動を支援する行事の企画・運営
5. 各委員会には正副委員長を置き、各委員会の正副委員長は他の委員会の正副委員長を兼ねることはできない。

（ 各種委員会の招集 ）

第 25 条　学年委員会・専門委員会及び臨時委員会は各委員会の委員長・リーダーがこれを招集する。この場合担当役員に連絡する。

（ 会長・校長の立場 ）

第 26 条　会長・校長は各委員長からの要請があればすべての会議に出席して発言することができる。

（ 個人情報の取り扱い ）

第 27条　本会が会員等から個人情報を収集する際はその目的を明示し、個人情報の管理は会長の責任とする。

付　　則

第 1 条　本会の運営に関し、必要な細則は、運営委員会の議決を経て定めることができる。
　　1. 細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 2 条　この会則は総会の議決によらなければ改廃することができない。この場合、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

第 3 条　この会則は平成 16 年 3 月 11 日から施行する。

昭和 23 年 4 月 12 日制定	昭和 28 年 5 月 15 日一部改正	昭和 34 年 5 月 15 日一部改正
昭和 37 年 3 月 16 日一部改正	昭和 39 年 3 月 12 日改正	昭和 41 年 3 月 10 日一部改正
昭和 43 年 3 月 11 日一部改正	昭和 46 年 3 月 8 日改正	昭和 50 年 2 月 3 日一部改正
昭和 51 年 5 月 17 日改正	昭和 54 年 5 月 7 日改正	昭和 61 年 5 月 1 日一部改正
平成 6 年 3 月 1 日一部改正	平成 7 年4月 25 日一部改正	平成 12 年 4 月 24 日一部改正
平成 13 年 4 月 21 日一部改正	平成 13 年 11 月 2 日一部改正	平成 16 年 3 月 11 日一部改正
平成 20 年 3 月 12 日一部改正	平成 27 年 3 月 9 日一部改正	平成 29 年 4 月 21 日追加
平成 31 年 4 月 20 日一部改正	令和 2 年 7 月 1 日一部改正	